

令和7年度 第2回豊明市障害者地域自立支援協議会 次第

令和8年2月20日（金）

14時～16時（予定）

総合福祉会館3階 大会議室

あいさつ

議 事

- 議題1 日中サービス支援型共同生活援助事業の評価について【評価】 資料1
- 議題2 基幹相談支援センターフィットの活動状況について【報告】 資料2
- 議題3 児童発達支援センターどんぐりの活動状況について【報告】 資料3-1
資料3-2
- 議題4 専門部会等の活動状況について【報告】 資料4
- 議題5 令和8年度の自立支援協議会の体系について【決議】 資料5
- 議題6 地域生活支援拠点等の整備について【報告】 資料6

豊明市障害者地域自立支援協議会 委員名簿

	氏名	所属・役職名	任期
1	森 剛人	豊明市校長会 代表	R7. 6. 1～ R9. 3. 31
2	安藤 真理	豊明市幼児教育研究会 代表 (リジョイス幼稚園園長)	R7. 6. 1～ R9. 3. 31
3	井手 亮介	愛知県立大府もちのき特別支援学校 教頭	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
4	加藤 誠	豊明市社会福祉協議会 会長	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
5	矢野 守	豊明地区民生児童委員協議会 会長	R7. 6. 1～ R9. 3. 31
6	尾崎 芳美	手をつなぐ育成会 代表	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
7	佐藤 花織	特定非営利活動法人くるみの会 理事長	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
8	住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター長	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
9	平野 雅紀	障害者支援施設ゆたか苑 苑長	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
10	涌田 裕一	愛知県瀬戸保健所 健康支援課 主査	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
11	藤田 潔	医療法人静心会 理事長	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
12	鈴木 智博	東名古屋豊明市医師会 代表	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
13	古江 俊博	名古屋南公共職業安定所 所長	R7. 6. 1～ R9. 3. 31
14	笠原 尚志	豊明市商工会 代表	R6. 4. 1～ R9. 3. 31

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業報告書

基本情報 (令和八年一月三十一日時点) (注1)	事業者(法人)名 株式会社INNOVEL HEALTHCARE		人員配置					
	事業者(法人)所在地 名古屋市緑区鎌倉台1丁目211		生活支援員 9人	常勤換算(注2) 4.4人	基準 (常勤換算) 次の①～④を合算した数以上 ①区分3の利用者数を9で除した数 ②区分4の利用者数を6で除した数 ③区分5の利用者数を4で除した数 ④区分6の利用者数を2.5で除した数		※1日を通じて生活支援員又は世話人1人以上	
	事業所名 グループホームイノベル豊明							
	事業所の所在地 豊明市西川町島原6-13		世話人 9人	5.5人	常勤換算で、利用者数を5で除した数以上			
	事業開始予定日 令和7年3月1日		夜間支援従事者 14人	5.4人	夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上			
	共同生活住居(ユニット)名		共同生活住居所在地		定員 (共同生活援助)	定員 (短期入所)		
	グループホームイノベル豊明A		豊明市西川町島原6-13 1階		10人	1人		
	グループホームイノベル豊明B		豊明市西川町島原6-13 2階		10人	1人		
					人	人		
					人	人		
運営に関する特色、工夫、成果及び課題等		日中サービス支援型として、利用者の重度化、高齢化にも対応。自社の生活介護だけでなく様々な生活介護や就労支援などの事業所と連携。訪問看護や往診も取り入れ、利用者の体調や精神面の管理を充足。支援に対する様々な認識が、職員によってばらつきがある。研修や話し合いで知識の理解を深め、等しく正しい支援の認識を高めているかが課題。						
共同生活援助の利用者 (令和八年一月三十一日時点) (注1)	合計	18人	障がい種別 (重複はそれぞれ記入)	身体 3人	知的 12人	精神 5人	難病等 0人	
	障がい特性等(医療的ケア、強度行動障がい、車椅子利用等)	医療的ケア 0人 強度行動障がい 2人 車椅子利用者 0人						
	障がい支援区分	区分6 4人	区分5 6人	区分4 4人	区分3 2人	区分2 2人	区分1 0人	非該当 0人
	年齢	60歳以上 3人	50歳代 4人	40歳代 3人	30歳代 2人	20歳代 6人	10歳代 0人	
	日中の過ごし方 (重複はそれぞれ記入)	主に住居内で過ごす利用者 1人						
		別法人の日中活動サービス事業所を利用する利用者 11人						
		自法人の日中活動サービス事業所を利用する利用者 10人						
		その他(デイケア) 4人						
	日中活動サービスの利用状況(重複はそれぞれ記入)	生活介護	14人	自立訓練(機能訓練)	0人	自立訓練(生活訓練) 0人		
		就労移行支援	0人	就労継続支援(A型)	0人	就労継続支援(B型) 6人		
計画相談支援	別法人の指定特定相談支援事業所による計画作成者 17人							
	自法人の指定特定相談支援事業所による計画作成者 1人							
	セルフプラン 0人							
共同生活援助の退所者 (令和7年2月1日～令和8年1月31日時点) (注3)		0人	主な退所理由					
短期入所の利用者 (令和7年2月1日～令和8年1月31日時点) (注3)		利用者延べ数 18人 うち、緊急利用者延べ数 0人 (注4)						

(裏面に続く)

(注1) 評価を受ける日の前月末時点の情報を記入。

(注2) 常勤換算とは、職員の勤務時間が「常勤職員の何人分に相当するか」を計算するもの。

(職員の勤務時間×人数)÷常勤職員の勤務時間=常勤換算

(例) 常勤職員の勤務時間が8時間の事業で、4時間勤務のパート職員が4人いる場合

(4時間×4人)÷8時間=常勤換算2.0人(算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨てる)

(注3) 初めて評価を受ける場合は、「事業開始日から今回評価を受ける日の前月末」の情報を記入。2回目以降の評価を受ける場合は、「前回の評価を受けた月から今回評価を受ける日の前月末」の情報を記入。

(注4) 介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者(「緊急短期入所受入加算」の対象者)。

1 共同生活援助について

(重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者を積極的に受け入れたか、また、障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うためどのように取り組んだか、事例を交えて具体的に記入してください。)

令和7年度は3月にビオネストに事業承継。

新たにイノベルヘルスケアとなり、受け入れを再開することが可能になった。

去年の自立支援協議会から現在まで入居の問い合わせが8件あり、希望される方は見学や体験を行っている。

現在空室がA棟に2部屋あるが、1件入居の申し入れがあり契約を交わすだけになっている。

事業承継後すぐは、イノベル同エリアのグループホームと入居の空き状況を共有、相談員にも周知活動を行っていた。

また毎月ホームの近況や利用者さまの様子を載せた新聞を発行し、それをういてイノベル豊明の広報活動にも励んでいる。

A棟入居の方は8名中4名が区分6であり、2名が区分5と半数以上が重度の障がいを持っている。

障がい重い、うち5名は発語がなく、思いもよらない行動をされたりいきなり大きな声を発する方も居る。

そういった先住の利用者さまの障がい特性を踏まえて、新しい利用者さまがグループホームになじみ暮らせる様にアセスメントをしっかりと行い、ご本人ご家族ともに納得して利用していただけるように努めている。

2 短期入所について

(地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場として、緊急受け入れ等を含め、積極的な受け入れに取り組んだか、事例を交えて具体的に記入してください。)

短期入所に関しては現在毎週末利用が1名、隔週末利用が1名、不定期利用の方が1名いる。

短期入所の問い合わせは、今年度は5名ほどあった。

受け入れにあたっては事前のアセスメントをしっかりと行い、関係機関との情報共有を図り、職員に関しても共有しながら新規体験の利用者さまが安心して利用できるように努めている。

3 協議会からの評価結果への対応について

(協議会からの評価結果を事業運営にどのように取り入れたか、事例を交えて具体的に記入してください。)

前回の評価をもとに、次のとおり改善に努めている。

【人材教育】

月1度のケア会議で職員同士のディスカッションを取り入れ、職員自身の考えや案を話し合う事で、主体的に学びを深める機会としている。

また話し合いを行うことにより相互理解を促し、チームワーク向上や課題解決能力の育成につなげている。

その他、食事介助の実践研修や入浴中のてんかん発作がでた場合の実践研修にも取り組んでいる。

別事業所の見学やイベントの参加なども行った。

【資質向上】

外部研修などがある際は職員に参加の可否について聞くようにしており、意欲的に参加している。

去年10月に行われた「目的に合わせたレクリエーション構築研修」に世話人1名が参加。

12月には愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修に生活支援員1名と管理者が参加した。

また同じく12月に夜勤者の1名が「自立避難が困難な方の入所する施設における防火研修(限られた人員による入居者の円滑な避難のために)」という研修も、サービス責任管理者と長久手消防署まで出向いて参加した。

また外部研修の資料をもとに、研修に参加した職員から参加していない職員に対して研修してもらい機会を設け、職員間での共有を行っている。去年は管理者・サービス管理責任者含めて計5名が外部研修に参加することができた。

今年も2月にサービス管理責任者が外部研修を1件、受講する。

日々、研鑽を重ねて職員に教えることを目的としている。

【人材確保】

7月から特別技能生が3名入職。

日本語でのコミュニケーションはまだまだ頑張ってもらわなくてはならないが、3名とも真面目に勤務に取り組んでいる。

細かいことは都度指示や確認でフォローしながら、今後は日勤だけでなく夜勤にも入ってもらい予定で指導しているところである。

ご家族・地域交流に関しても6月・8月とイベントを通して交流の場を設けるよう試みた。

行事を通してご家族同士もコミュニケーションが図れ、利用者さまも地域社会とのつながりが持てるようにしている。

また帰宅後の余暇活動は意志決定支援に基づき声掛けを行い、希望した利用者さまのみ実施。

オセロで対戦を行ったり、パズルやシール貼り、黒ひげ危機一発などで遊び、利用者さま同士や職員とのコミュニケーションの一環ともなっている。

今後も個々の利用者さまに合った余暇活動ができるように、種類を増やしていきたいと考えている。

4 支援の実施について

(日中を住居内で過ごす利用者に対して、個々のニーズや障がい特性に配慮しどのような支援を行ったか、また、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援をどのように行ったか、事例を交えて具体的に記入してください。)

日中一時や移動支援などで出掛ける際、ご自分から予定通りに動くことができない利用者さまに対しては、早めに準備を行っている。利用者さまの気分次第の部分も大きいですが、明るく気分が乗りやすいように声掛けを行い、待機時間もブロックなど好きな遊びを提供。楽しく気持ちよく出掛けられるように努めている。

入浴時間も夕方以降にこだわらず、ご本人が入れそうならその意志に添って入浴していただいている。

外出されない日は自室でゴロゴロされていることも多いので、様子を見ながらパズルやブロックなど遊べるものを提供。

障害特性上、行動の切り替えがゆっくりなので急かさずに利用者さまご自身の意志で動くことが出来るように支援しているが、なかなか難しい部分でもある。

5 家族や地域住民との交流について

(家族や地域住民との交流の機会を確保するためにどのような取り組みを行ったか、事例を交えて具体的に記入してください。)

去年の6月18日に、職員の発案により初めての交流イベントを実施した。

内容はパンケーキ作りで、利用者さま16名、ご家族さま4家族、支援スタッフが参加した。

料理が得意な利用者さまには職員と一緒に調理を担当していただき、ホットプレートでパンケーキを焼いた。

焼きあがったパンケーキは利用者さまがご自分で好きなフルーツを選んで盛り付け、食べる形式とした。

イベントを通じて、ご家族同士や職員との交流が促進され、利用者さまの社会的関わりやご家族と共に支援体制の強化につながった。

終了後にはアンケート記入の時間を設け、次回開催を希望する声が多数寄せられた。

アンケートをもとに職員と振り返りを行い、反省点と次回に向けた改善点について話し合うことができた。

8月17日には、アンケートで要望が多かった夏祭りを実施。

地域交流を視野に入れ、地域の方々にも参加していただける様にチラシの配布を行い、プールやキッチンカーを準備した。

開催にあたり、駐車場は市役所の協力を得て職員駐車場をお借りすることができ、参加していただけたご家族やご来場の皆様には好評だった。

利用者さまのご家族からはご自宅で採れたスイカを提供していただけたので、それを使い急速スイカ割も企画。

結果として地域住民の参加はなかったが、職員の家族3名がボランティアとして参加。

さまざまな事業所への周知活動により、他事業所の利用者さまや職員とご家族の参加もあった。

夏祭りの内容としては、1階で食事の提供、2階ではレクリエーションでボウリングやストラックアウト、お菓子釣りを実施した。

食事は昼食を兼ねて焼きそばを提供。

パンケーキの時と同様に、利用者さまの何人かが職員と一緒に調理を担当。

その他におやつとしてかき氷も提供。

これも希望する利用者さまが氷を削ったり、蜜をかけて渡したりする役目を果たされた。

ホームの駐車場にはキッチンカーを呼び、プールと休憩所を設置。

お祭りのしめくりに駐車場でスイカ割りを実施。

利用者や職員の協同作業となり、大いに盛り上がった。

ボランティア参加者からは、障害のある利用者に対する偏見や恐怖心が解消されたとの声があったのが嬉しく思う。

終了後のアンケートでは、ご家族も次回の開催に向けた改善策や工夫点を記入されるなど、積極的な関与が見られた。

後日アンケート結果をもとに振り返りで反省点と次回に向けた改善点について話し合い、職員からも自らの考えを発言するなど意欲的になったと感じられた。

夏祭りは今年も開催予定でいる。

またそれ以外にもグループホームでは、ハロウィン、クリスマスや初詣など小規模の行事ではあるが、利用者さま同士、職員同士がコミュニケーションが図れるようにしている。

ご家族さまがイベント以外にも施設の作物を植える時などに協力して下さったりと行事を通して施設に興味を持っていただけているように感じている。

6 特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者との連携について

(利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られるよう、他の事業者が運営する特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者とどのように緊密な連携に努めたか、事例を交えて具体的に記入してください。)

現在は3か所の生活介護、5か所のB型就労支援、1か所のデイケア、2か所の日中一時を利用者がそれぞれ利用している。

利用者さまによっては、生活介護だけでなく就労支援やデイケアを複数利用。

利用にあたり、利用者さま本人及びご家族の意向に沿う様になっている。

具体例としてMさんから「働きたい」という強い希望があり、相談員と連携して就労先開拓を行った。

当事業所ではMさんの適性や希望を整理し、2か所のB型就労支援事業所を見学、実習調整を進めた。

その結果Mさん自身の意向で就労先を決め、通うことに。

現在では「働くことが楽しい」と、日々充実した表情で取り組んでいる。

最初は生活介護と就労支援、デイケアの3か所を利用されていたが、「しっかりと働いて工賃を稼ぎたい」と週に1度のデイケア以外は就労支援に通っている。

これは誰に言われたことでもなくご本人の意志で考えたことなので、ホームとしてはその気持ちを尊重。

その代わりに訪問看護などの時間に遅れるなどの事象が発生した時は、自分からホームに連絡する様にという約束を交わした。

現在のところそれはしっかりと守られている。

お盆休みもご自分で外出などの計画を立てて報告、予定通り休日を楽しんでいた。

Mさんの目標は最終的に一人暮らしだが、現状はそこに至ることができない。

しかしその意欲を失わないように、訪問看護、相談員と情報共有すると共に見守り声掛けを行っている。

今後も関係機関との連携を密に行い、MさんがMさんらしく生活できるように、希望に沿った支援を継続していく。

前回例に出したKさんは、あれから就労支援の日数をご自分の意志で週3回に増やされた。

毎回就労支援から戻られると、その日に行った作業内容や楽しかったこと、困ったことなどを報告して下さる。

Kさんは自力で公共交通機関を利用して就労支援先に通所されている。

最近は名鉄バスだけでなくひまわりバスを利用されたり、降車場所もご自分で考えて違うルートを考えてみたりといろいろなことに意欲を持たれて行動されていることが嬉しく思う。

7 利用者の健康管理について

(医療機関との連携内容、医師や看護師の訪問有無及び頻度、日々の健康管理方法等について、事例を交えて具体的に記入してください。)

往診について

精神科はこころケアセンターが月に1度の往診。主にご自分で通院できない方が利用している。
生活サイクルが乱れてきている時など情報共有をし、医師の指示を仰いでいる。
内科は三崎クリニックが月に2度、土曜日に往診。2週間の状況を伝えた上で、利用者本人と対面で行われる。
不調や専門的に聞きたい利用者は、その時に相談してもらうようにしている。

現在、三崎クリニックとは「メディカルケアステーション」通称MCSというシステムを利用。
発熱した時や気になる症状などをこのシステムを利用して連絡し、医師の指示を仰いでいる。
また薬の処方や変更、追加も対応してもらえるため、職員としても迅速な行動が取りやすくなっている。
緊急の場合は往診対応の利用者に限り、医師と24時間連絡できる電話番号があるため緊急時には使用。
救急車の要請が必要かどうか等の判断を仰ぐこともできる。

訪問看護は現在、5つの事業所が介入。

利用者さまやご家族の希望を踏まえて、週に2度から3度の訪問がある。
訪問内容も、体調管理はもちろんのことだが、各利用者さまの障がい特性に合わせて介入内容も変えてある。
自閉の方には、看護師が週に2回訪問することでいろいろな遊びにチャレンジされている。
精神の方に対しては、利用者さまのお話を聞いていただき体調管理面の助言を行ったり、外出訓練で歩行の様子を確認していただいたりしている。
支援内容は専用の用紙があるので、毎回それに記入していただき情報共有を図っている。

歯科は名古屋中央歯科が月に2度来訪。

口腔ケアを基本に、虫歯等の治療もしてもらっている。
日曜の来所になるので、治療の内容等は後日FAXで利用者さま別に送られてくる。
それをもとに各利用者さまへの歯の磨き方や口腔内状況などを、職員やご家族に共有し改善を心がけている。

医療対応の具体例 歯科対応。

去年、自閉症の利用者さまが急に歯に気にしだし、「抜く、抜く!」「お医者行く!」と不穏になったことがある。
すぐに訪問歯科に診察を打診したが、訪問歯科の性質上どうしてもスケジュールの都合がつかずに近所の歯科にて対応してもらった。
受診依頼のためにご家族や相談員とも連絡、情報共有を行い、訴えのあった翌日午前には受診をすることができた。
当日に受診できなかったのは、夕方の出来事だったので方が一抜歯になった時に医師が経過観察が出来ないため、安全を考慮してのことである。
受診でわかったのが、歯間に異物が挟まっていたこと。
それをご自分で取り除くことが出来ない気持ち悪さから、不穏になっていたのではないかと推察された。
目視ではその異物の確認が難しかったせいもあるが、さまざま理由のひとつとして覚えておくために職員へ情報共有を行った。

訪問マッサージの利用も、希望者に行っている。(現在4名利用)

本人、またはご家族の希望で施術していただいております、それぞれ週に2回の訪問がある。

訪問マッサージとは別に、訪問リハビリも2名受けている。

対象者によって訪問頻度に違いはあるが、それぞれ医師の指示のもとにリハビリテーションを受けている。
1名は今まで受診とリハビリを受けていた病院が外来を減らすということで、訪問リハビリを導入した。
毎月ヘルパーと共に公共交通機関を使い瑞穂区まで受診に通っていたが、現在受診と処方は三崎クリニックに依頼。
リハビリは訪問していただけるので、今後は3か月に1度の注射に行くだけになり、利用者さまご本人の身体的負担が減ったのは良かったと感じる。

8 支援の質の確保について

(常時の支援体制の確保(職員採用、離職防止策等)、職員の資質の向上(研修、技術指導及び資格取得支援等)にどのように取り組んだか、事例を交えて具体的に記入してください。)

7月から本社より特定技能実習生3名がホームに配属され、支援体制の強化を図っている。

うち1名は既に夜勤にも従事しており、現場に早く慣れる取り組みが進んでいる。
特定技能実習生の育成については、支社の人事による月1回の研修を事業所全体で実施。
指導方法や現場での課題解決について、職員にも共有している。
これにより、実習生だけでなく既存職員も「教える力」を高める機会となっている。
加えて、ケア会議で合理的配慮や地域共生社会など、日本語で説明が難しい内容については、ミャンマー語やフィリピン語での訳文を作成して配布し、誰もが理解できるよう配慮している。

離職防止に向けては、管理者と職員による1対1の面談を定期的の実施し、短期・長期の目標を共有。
同時に困り事やメンタル不調が見られた場合には丁寧に話を聞き寄り添い、解決策を共に模索している。
職員が安心して業務に取り組める環境づくりに努めている。

職員の資質向上に関しては、利用者さまが通われている他事業所の見学や他職員との情報共有を通じ、多角的な視点での支援方法を学ぶ機会を確保している。

また、日勤職員2名は介護福祉士や初任者研修・実務者研修の資格取得に向けて積極的に学習しようとしており、長期的ではあるが、現場での実践力・専門性の向上を図り期待している。また資格が取りやすい環境に今後はしていきたい。

さらに、月1回のケア会議では、職員が「支援方法が分からない」「困ったことがある」などの具体的な課題を題材にディスカッションを行い、職員同士で考え話し合い発表を行う。

自分たちで考えることにより、支援の方向性の共有・改善に取り組んでいる。
併せて、緊急時対応の実践訓練や感染症対応フローの確認も実施し、現場対応力の向上を図っている。

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価結果（事業開始後）

協議の場	令和6年度 豊明市障害者地域自立支援協議会（令和7年2月21日開催）
------	------------------------------------

事業者（法人）名	ビオネストグループ イノベルヘルスケア （旧：株式会社恵）	事業所名	グループホームイノベル豊明 （旧：グループホームふわふわ豊明）
----------	----------------------------------	------	------------------------------------

評価項目（○を付ける）			主な評価ポイント	
1 日中サービス支援型共同生活援助について	A 0 人	B 6 人	C 4 人	・重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者を積極的に受け入れているか。 ・障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担っているか。
2 短期入所について	A 2 人	B 4 人	C 4 人	・地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場として、緊急受け入れ等を含め、積極的な受け入れに取り組んでいるか。
3 協議会からの評価結果への対応について	A 3 人	B 6 人	C 1 人	・協議会からの評価結果を尊重し、事業運営に取り入れるとともに、事業の質の向上に努めているか。
4 支援の実施について	A 2 人	B 7 人	C 1 人	・日中を住居内で過ごす利用者に対して、個々のニーズや障がい特性に配慮した援助が行われているか。 ・利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援が行われているか。
5 家族や地域住民との交流について	A 0 人	B 6 人	C 4 人	・地域社会との連帯とを確保する観点から、家族や地域住民との交流の機会を確保するための取り組みが行われているか。
6 特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者との連携について	A 2 人	B 8 人	C 0 人	・利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られるよう、他の事業者が運営する特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者と緊密な連携に努めているか。
7 利用者の健康管理について	A 2 人	B 8 人	C 0 人	・利用者の健康状態を把握するにあたり、医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康管理方法等に問題はないか。
8 支援の質の確保について	A 0 人	B 6 人	C 4 人	・常時の支援体制の確保（職員採用、離職防止策等）、職員の資質の向上（研修、技術指導及び資格取得支援等）のための取り組みが行われているか。
合計	A 11 人	B 51 人	C 18 人	

A評価：取組内容が優れている。

B評価：事業の制度や趣旨を理解し、取り組んでいる。

C評価：取組内容が十分でなく、改善が必要である。

（裏面に続く）

- ・今後レベルアップを図る人材教育を進めていただきたい。人材確保も簡単ではないと思うが努力をしていただきたい。
- ・前回と比べて改善できていると思う。家族との交流は努力すればできると思うが、地域との交流は時間がかかるのでじっくり取り組んでほしい。親の高齢化により障がい者支援は急増すると思うので、頑張ってください。
- ・世間の目や会社の課題認識レベルなど厳しい状況と思われるが、会社に聞かないとわからないことであれば、答えられる方が出席された方が良いと思う。会社自体の姿勢が最後に責任を持った行動になることを期待する。指摘事項に対し、教えてほしいことは説明不足感があった。
- ・実際、取り組みをされていないとは思わないので、B判定が多くなる。内容についての把握がなかなか見えないので、評価がしづらいのが本音である。しかし、個々のニーズにあったものを、以前よりも考え取り組んでいただいているのだろうとの希望もあり、評価したのが実態である。運営については、これから始まっていく中で、注視していきたいと思っている。
- ・夜間の人員が少ない日があると聞いたので少し不安である。また、話を聞いていく中で、入居者同士のトラブル等もある様だが、十分な職員の配置をお願いしたい。
- ・資質向上についての研修の充実がもっと図れるとよいと感じた。特に、内部以外の県等が行う研修に希望がある職員だけが参加しているのみになっており、職員全体のスキルアップを目指すために、より多くの職員が研修を積むことが望ましい。内部の研修も、講義形式ではなく、職員が主体的に取り組む内容になるとよい。
- ・自宅活動（帰宅後～）の時間の取り組みについては少し説明があったが、ごく一部の方のように感じた。他の方はどうしてるのか考えてしまう。
- ・人員確保は難しい問題かと思うが、頑張ってください。
- ・研修制度は「やってる」ということであれば、もう少し情報としてその結果を明示してほしい。
- ・資料を読むだけの報告ではなく、書いてあること以外の踏み込んだ話が聞けると良いのではないかと。

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価シート（事業開始後）

委員氏名	
------	--

事業者（法人）名	ビオネストグループ イノベルヘルスケア	事業所名	グループホームイノベル豊明
----------	---------------------	------	---------------

評価項目（○を付ける）		主な評価ポイント
1 日中サービス支援型共同生活援助について	A B C	・重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者を積極的に受け入れているか。 ・障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担っているか。
2 短期入所について	A B C	・地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場として、緊急受け入れ等を含め、積極的な受け入れに取り組んでいるか。
3 協議会からの評価結果への対応について	A B C	・協議会からの評価結果を尊重し、事業運営に取り入れるとともに、事業の質の向上に努めているか。
4 支援の実施について	A B C	・日中を住居内で過ごす利用者に対して、個々のニーズや障がい特性に配慮した援助が行われているか。 ・利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の生活上の支援が行われているか。
5 家族や地域住民との交流について	A B C	・地域社会との連帯とを確保する観点から、家族や地域住民との交流の機会を確保するための取り組みが行われているか。
6 特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者との連携について	A B C	・利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られるよう、他の事業者が運営する特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者と緊密な連携に努めているか。
7 利用者の健康管理について	A B C	・利用者の健康状態を把握するにあたり、医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康管理方法等に問題はないか。
8 支援の質の確保について	A B C	・常時の支援体制の確保（職員採用、離職防止策等）、職員の資質の向上（研修、技術指導及び資格取得支援等）のための取り組みが行われているか。

A評価：取組内容が優れている。

B評価：事業の制度や趣旨を理解し、取り組んでいる。

C評価：取組内容が十分でなく、改善が必要である。

（裏面に続く）

評価内容、要望及び助言	

令和7年度 基幹相談支援センターフィットの活動状況について

1. 総合的・専門的な相談支援

(1) 総合的相談支援（基幹相談支援センター機能強化事業）

※本資料4ページ「令和7年度豊明市障がい者相談支援事業委託実績」参照

(2) 障がい及び障害福祉サービスについての理解促進・啓発事業

①障がい者児作品展 ※本資料5ページ「第14回ひまわり作品展実施報告」参照

令和7年11月28、29日 9時30分～16時30分

(2日目は15時30分にて終了)

来場者数 計688名

11月28日：276名

11月29日：412名

作品出展数 524点（個人・共同作品）

作品出展事業所 29事業所（「はばたき」含む）

商品販売事業所 9法人

②障害者週間による理解・啓発

令和7年12月3日～12月9日

市役所アトリウムにてひまわり作品展のあゆみや共同作品の展示、障がいの理解・啓発に係る掲示

③障がい福祉講演会 ※本資料6ページ「令和7年度障がい福祉講演会実施報告」参照

令和8年1月22日（木）13時30分～15時30分 文化会館 小ホール

「生きづらさは見えない～罪を犯した人たちとの出会いが教えてくれたもの～」

講師：No emotion 代表 伊豆丸 剛史氏

元厚生労働省 矯正施設退所者地域支援対策官

2. 地域の相談支援体制の強化の取組み（基幹相談支援センター機能強化事業）

(1) 相談支援事業所連絡会・研修会（相談支援事業所との連携・相談支援専門員の人材育成）

目的：相談支援専門員による地域課題の抽出・共有、関係機関との連携強化、研修会による相談支援の質の向上。

出席者：市内相談支援事業所相談員、尾張東部圏域相談支援アドバイザー、重層支援センター、児童発達支援センター、子育て支援課、地域福祉課、基幹相談支援センター等

開催日程・場所	主な内容
「連絡会」 偶数月の第4月曜日 13時30分～15時00分 総合福祉会館	○ケースからの地域課題、情報伝達、情報共有、相談支援の報告、社会資源の情報提供、地域課題の抽出 等
「研修会」 奇数月の第4月曜日 13時30分～15時00分 総合福祉会館	○事例検討 ○「発達障害の理解と支援について2日間連続講座」 ○「福祉医療制度について」 ○「就労選択支援について」

	<p>○研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護・障がい統一プロジェクト 令和7年11月13日（木） テーマ：「介護保険と障害福祉の制度を知ろう」 講師：竹田晴幸氏（尾張東部圏域相談支援アドバイザー） ワールドカフェ方式： 「それぞれの分野で、これからこうなると良いな」 ・令和7年度第3回瀬戸保健所広域課題対応向上事業 令和8年1月26日（月）（事例検討会） テーマ：「本人のニーズに添った関わり方について ～ピカジップ法を用いた事例検討～」 講師：愛知淑徳大学学生相談室助教 公認心理士 並木 崇浩氏 事例提供者：市内相談支援事業所 相談支援専門員
--	---

(2) 24時間連絡体制の確保

24時間職員が電話等により、利用者等からの相談を受けられるように体制を確保した。

(3) 相談支援事業所ヒアリング（相談支援専門員の人材育成）

相談支援事業所の実情の把握、助言等のため、市内相談支援事業所7か所に年2回訪問。

(4) 福祉サービス事業所等ヒアリング

福祉事業所の実情の把握、基幹相談支援センターや協議会活動の周知等のため、開設3年未満の福祉サービス事業所を中心に、14か所訪問。

※児童発達支援センター、地域福祉課と協働して訪問。

(5) 福祉サービス事業所連絡会

①日時：令和7年6月26日（木）

場所：文化会館 ギャラリー1～4

内容：「虐待防止・身体拘束適正化研修

～不適切対応に気づき虐待防止の感度を上げる～

講師：社会福祉法人豊明福祉会 次長 田中 悟氏

対象：市内障がい福祉事業所（者・児）、行政機関等

参加者：70名（46機関・事業所）

②日時：令和8年2月10日（火）

場所：文化会館 ギャラリー1・2

内容：ワールドカフェ方式「あなたにとってよい支援とは何ですか」

対象：市内障がい福祉事業所（者・児）に従事する現場のリーダー

参加者：54名

(6) 福祉ガイドブック

令和7年4月、令和8年1月に改定版を市及び社会福祉協議会のホームページにて公開した。

(7) 権利擁護

①障がい者虐待防止

通報4件、相談5件、虐待防止センターである地域福祉課と、緊急性の判断に必要な現状把握や支援会議出席、リスク軽減のための福祉サービス利用調整等、関係者と協力して対応した。

※高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会に委員として出席（令和8年2月2日開催）

②障害者差別解消法

相談1件、合理的配慮の提供の義務違反になるのではないかという相談に対し、相談窓口の地域福祉課に相談、協議した。

③成年後見制度の普及・啓発

申請サポート2件、尾張東部権利擁護支援センター、他市の成年後見支援センター、地域福祉課等と連携して、制度の申請について支援した。後見人等が選任されている方については生活状況や社会生活状況など情報共有し、必要な支援が受けられるようにした。

(8) 地域移行・地域定着の促進の取組み

医療観察法、精神科病院、障害者支援施設等から地域のグループホーム、アパート等の住まいを探し、日中活動の場の見学、体験等を関係機関の職員とともにいった。

(9) 障がい者の交流の場

みなスマサロン（毎月第3木曜 13時30分～15時）を11回開催した。

(10) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画の取組

地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制として、重層支援センターや多機関にて支援会議を実施し、課題の整理や情報共有を行うとともに、支援方針等を協議する場に参加した。

令和7年度 豊明市障がい者相談支援事業委託実績 (令和7年12月まで)

1-1 相談実績 (実人数)

身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	難病	その他	合計
19	0	20	110	21	4	6	5	185

1-2 支援方法 (延べ件数)

訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議		関係機関	その他	合計
					主催	参加			
64	97	26	374	51	6	12	466	5	1,101

1-3 支援内容 (延べ件数)

福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援
536	65	195	61	6	58	48	12	46	9
権利擁護に関する支援	その他	合計							
58	7	1,101							

2-1 新規相談 (実人数)

身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	難病	その他	合計
11	0	4	64	20	1	5	1	106

2-2 新規相談 (年代別)

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	合計
5	28	20	9	25	12	5	2	106

2-3 新規相談者

本人	家族	行政	事業所	病院	はばたき・よりそい	ケアマネジャー	民生児童委員	その他	合計
28	27	11	9	9	9	7	2	4	106

2-4 新規相談内容

福祉サービス利用(就労以外)	就労関係			家計・経済	障がいや症状の理解	家族関係・人間関係	医療に関すること	不安の解消・情緒安定	虐待に関すること
	福祉サービス利用(就労系)	就労(就職先)	就労(定着)						
34	21	9	4	7	9	6	6	5	2
障害者差別に関すること	養育に関すること	その他	合計						
1	1	1	106						

第14回ひまわり作品展（障がい者児作品展）実施報告

- 1 目的 障がいのある方が心を込めて作った芸術作品を、より多くの方に見ていただき、作品を通じて、障がい者・障がい児の個性を広く知ってもらおう。また、市内障がい福祉事業所と共同で開催することで、作品を通じてのつながり、事業所間のつながり、地域とのつながりをつくり、市内全体の障がい福祉についての理解促進や啓発につなげていく。
- 2 内容
 - ・市内在住または市内福祉事務所を利用されている方の絵画や立体作品の展示。
 - ・はばたき「スワロー」を利用されている方の絵画や立体作品の展示等。
 - ・市内障がい福祉サービス事業所の物品販売。
- 3 開催日時 令和7年11月28日（金）～11月29日（土）
9時30分～16時30分（11月29日は、15時30分まで）
- 4 会場 文化会館 ギャラリー・会議室
- 5 主催 豊明市、豊明市社会福祉協議会
- 6 事務局 障がい者基幹相談支援センターフィット
- 7 実施結果
 - ・来場者数 計688名
 - 11月28日：276名
 - 11月29日：412名
 - ・作品出展数 524点（個人・共同作品）
 - ・作品出展事業所 29事業所（「はばたき」含む）
 - ・商品販売事業所 9法人
 - ・紙アンケート及びGoogle フォームによるアンケート
- 8 総括
 - ・第14回ひまわり作品展では、前年度616名だった来場者数が688名と増え、多くの方に様々な作品を観ていただけた。
 - ・作品数が年々増えていることから、ギャラリー1.2と3.4の間に仕切り壁を設け、より多くの作品展示と、空間が広くなることによって車イスでも安全に動線が確保できた。
 - ・会議室前の壁（コリドール）を使用し、8作品の展示ができた。
 - ・毎年恒例のスタンプラリーや、来場者参加型の作品は高評価だったので、次年度へまた繋げていきたい。
 - ・今年度は障害者週間（12月3日～9日）中に共同作品を市役所にて展示をすることで、ひまわり作品展の周知活動に繋がった。
 - ・次年度への反省点として、作品自体が大きくなっているため、事業所紹介シートが目立たないことや、作品全体はまとまっていたが、目を引く作品がなかったことが挙げられる。

令和7年度 障がい福祉講演会

「障がいのある方の犯罪について、共に学び合う地域づくりのために」実施報告

1 目的

地域生活定着支援センターで長年、社会復帰を支援してきた講師を招き、罪を犯した障がい者に関する実情と課題を学び、市民の障がい者理解啓発へとつなげる。

2 主催

豊明市・豊明市社会福祉協議会

3 開催日時

令和8年1月22日（木） 13時30分～15時30分

4 開催場所

文化会館 小ホール

5 内容

「生きづらさは見えない～罪を犯した人たちとの出会いが教えてくれたもの～」

講師 伊豆丸 剛史氏

No emotion 代表/元厚生労働省矯正施設退所者地域支援対策官

6 参加者

合計83名

保護司 5名、更生保護女性会 14名、

民生児童委員・福祉事業所・医療・学校・親の会・市民等 53名、

事務局 11名

7 アンケート

とても分かりやすかった 64%、分かりやすかった 16%、普通 11%、
分かりにくかった 5%、分かりにくい 0%、難しくもありでもわかった 5%

- ・拝聴していくうちにどんどん胸が高鳴ってきた。相手の事に少しでも少しの間でも真剣に親身にといったお話は本当に同感だと心の中で頷いていた。視野を広げる、見方を変える、決めつけない、頭に入っているつもりでもできていないこと、改めて思い起こさせてもらいました。
- ・当事者が生きていくため共に歩いていくには、区別や差別なく、あれ？と思ったら自身の中で放置しないこと。専門職が関わる時何かするという陥りやすい思考を脇に置いておくことも大事だと感じた。
- ・今回参加しなければ想像し得ない世界でした。もっと多くの人に聞いて欲しいと思いました。
- ・本日この時ここに来られて自分は有難いと思いました。人生いろいろだと思いますが、環境因子は大きいのだと自分にも重ねて思いました。心が辛くも感じました。今の世の中でできれば人様のことは希薄過ぎますが、やっぱり同じ時代に同じこの世で出会えたのも奇跡、自分が出来ることを考える良い機会になりました。

- ・講演会を開いていただきありがとうございました。触法の方への印象が変わりました。
- ・今回の講演を警察関係の方にも聞いてもらえたらいいなと感じました。
- ・とても有意義でありがたい時間でした。自分の想像力の外側へ思いをはせること、みんながそれをできれば少しは生きづらさをかかえながら、一緒に生きていけるのかなと考えました。どこかで誰かとつながること、いつも心においていますが、あらためて大切にしていこうと思います。
- ・大河の一滴のお話はとても励みになりました。私は看護師ですが、看護において大切なことは、瞬間瞬間を大切に献身的に関わることだと思っています。そういう思いは確実にたまっていくとお聞きし、自分自身の関わりに自信をもつことができました。多職種連携を主体とした業務に従事していますが、業務の範囲ではないので、わたしには関係ないと言われることが多く、連携の難しさを日々痛感しています。連携には垣根を超えることが必要だと考えています。
- ・周囲が無関心であることで、支援の手が差し伸べられず、生きづらさを抱え続けている人たちがいることが理解できた。より多くの人に聞いてもらいたいと思った。

8 振り返り

- ・事例を交えながら心の奥にひびく内容で、これまでの障がい福祉講演の参加者とは異なる更生関係機関の参加や一般市民の方が熱心に聴いてくださった。アンケートでは自由記述欄に多くの記載もみられ好評を得た。障がいに関する理解啓発は途切れなく地道に継続していく必要性を感じた。



令和7年度 児童発達支援センターどんぐりの活動状況について

1. 事業の目的

豊明市共生交流プラザ内の児童発達支援センターにおいて、主に未就学の障がいのある子どもまたはその可能性のある子どもに対し、個々の障がいの状態及び発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への相談支援を行った。

また、地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進するため、保育所、幼稚園、学校などと連携を図りながら支援を行うとともに、地域の中核的な支援機関として、民間の障害児支援事業所を含む障害児や発達支援に関わる様々な機関との連携及びネットワーク化をすすめる中核機関としての役割を果たした。

2. 実施事業

(1) 児童発達支援事業（どんぐり園）

- ・就学前の発達に支援が必要な児童に対して児童福祉法に規定される児童発達支援事業の提供を行った。

※サービス提供時間 9時30分～15時30分

※定員25名、契約者30名、延べ利用者3,036名

- ・児童単独の通園を基本とするが、個々の事情に応じ保護者同伴での通園を行った。
- ・小集団の中で生活動作やコミュニケーションの力を育んだ。
- ・専門職を配置し専門的な支援を実施した。

※言語聴覚士や理学療法士によるリハビリ（個別・集団）の提供

※看護師による必要な看護の提供

- ・季節に応じて、夏祭り会、運動会、いもほり、クリスマス会、節分などの行事を実施した。
- ・利用児童に、健全な発育と年齢、特性及び嗜好等に配慮しつつ栄養的にバランスのとれた給食を提供した。
- ・保護者による送迎を基本とするが、送迎困難な場合に送迎を実施した。
- ・保護者会の開催や親子参観、個人懇談を設けるなど、保護者の参加機会を設けた。

※保護者会（年2回）、親子参観（年2回）、個人懇談（年3回）

- ・園や学校、関係機関と情報を共有し、子どもたちに必要な支援が途切れないうよう支援した。

(2) 保育所等訪問支援事業

- ・ 保育園・幼稚園・学校等集団生活適応について支援が必要な児童に対し、児童福祉法に規定される保育所等訪問支援の提供を行った。
- ・ 訪問支援員が支援方法の提案を行った。
 - ※サービス提供時間 9時30分～15時30分
 - ※契約者数5名、延べ利用者数19名

(3) 親子療育教室（たんぽぽ教室、おひさま教室）

- ・ 就学前の発達がゆっくりな児童と保護者へ、集団生活の経験を通じ日常生活の基本動作の取得を図るためたんぽぽ教室、おひさま教室を開催した。
- ・ 保護者へお子様の発達及び対応方法について助言し、不安軽減を行った。
 - ※サービス提供時間 9時30分～11時30分
 - ※定員各クラス8組、週1日通所
 - ※3か月を1クールとし、2クール（半年）までの利用を基本とした。
 - ※参加組数45組、延べ参加組数324組
- ・ たんぽぽ教室においては、言語聴覚士及び理学療法士による講話を実施することで保護者に対し、発達についての理解を深めていただいた。
- ・ 子育て支援課が開催するなかよし教室への協力を実施することで健診後のフォローから丁寧な支援を行った。
 - ※カンファレンスへの参加3回
 - ※教室への参加13回（うち6回どんどろ開催）

(4) 障害児相談支援事業

- ・ 18歳未満の障がい児、発達に心配のある児、保護者に対し福祉サービスや社会資源の利用に関する援助、関係機関との連絡調整、ネットワーク化などを実施した。障害児相談支援事業所との連絡調整や専門的助言、人材育成に関する業務を行った。
 - ※実人数100名、延べ件数642件
- ・ 相談支援事業所連絡会・研修会へ出席し、相談支援専門員による地域課題抽出・共有、関係機関との連携強化、研修会による相談支援の質の向上を図った。
- ・ 基幹相談支援センターとともに相談支援事業所、福祉サービス事業所への訪問を実施した。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターを3名配置し、医療的ケアのある方へ

の支援を実施した。また、医療的ケア児等協議の場（年3回）、医療的ケア児等コーディネーター会議（年3回）へ出席し、情報の共有と地域課題についての検討を行った。

- ・市内関係機関や保護者を対象にした、発達支援に関する療育研修会（年3回）、どんぐりサロン（年3回）、障害児通所支援事業所等交流会（年2回）等を開催した。

■療育研修会

【第1回】令和7年5月26日（月）10時00分～12時00分

場 所：豊明市共生交流プラザカラット研修室

テーマ：癩癩が多い子どもへの対応

講 師：愛知医療療育総合センター 池田 詠衣子氏

参加者：保護者、市内保育園、幼稚園、福祉事業所職員等 合計43名

【第2回】令和7年9月26日（金）10時00分～12時00分

場 所：豊明市文化会館 小ホール

テーマ：感覚統合のはなし ～基礎からちょっとした実践まで～

講 師：愛知県医療療育総合センター

リハビリテーション科 作業療法士 松田 祥子氏

参加者：保育園、幼稚園、学校、行政関係者、福祉事業所職員等 合計98名

【第3回】令和7年11月10日（月）10時00分～12時00分

場 所：豊明市共生交流プラザカラット研修室

テーマ：偏食のある子どもへの対応

講 師：愛知県医療療育総合センター

リハビリテーション科 言語聴覚士 加藤 智浩氏

企画・栄養管理グループ 管理栄養士 稲垣 幸恵氏

参加者：保育園、幼稚園、学校、行政関係者、福祉事業所職員等 合計35名

■どんぐりサロン

【第1回】令和7年6月21日（土）10時00分～12時00分

場 所：豊明市共生交流プラザカラット研修室

テーマ：どうする？就園・就学 ～まなびの場に向けて考えよう～

講 師：豊明市こども保育課 指導保育士 柴田 美由紀氏

豊明市教育委員会学校支援室 特別支援コーディネーター 梅村 喜美氏

参加者：保護者、事業所職員等 合計38名（その他託児18名）

【第2回】令和7年9月20日（土）10時00分～12時00分

場 所：豊明市共生交流プラザカラット研修室

テーマ：これからの暮らしを考えよう ～入園、進学、将来に向けて～

先輩保護者の体験談と座談会

講 師：豊明市手をつなぐ育成会 田中 久美氏

オブザーバー 尾崎 芳美氏

藤中 香里氏

参加者：保護者、事業所職員等 合計28名（その他託児8名）

【第3回】令和7年11月15日（土）10時00分～12時00分

場 所：豊明市共生交流プラザカラット活動室4

テーマ：簡単なヨガとストレッチをミックスした動きで体の循環を良くしましょう

～体が硬くてもできるヨガストレッチ～

講 師：ヨガインストラクター 宮澤 香織氏

参加者：保護者、事業所職員等 合計27名（その他託児7名）

■障害児通所支援事業所等交流会

【第1回】令和7年7月10日（木） 10時00分～12時00分

【第2回】令和7年12月11日（木） 10時00分～12時00分

場 所：保健センター

テーマ：深めよう私たちの支援、広げよう支援の輪

ワールドカフェ方式によるグループワーク

各事業所からの情報提供など

参加者：児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所の職員等

【第1回】46名 【第2回】43名

- ・保護者同士が情報交換や相談し合える場所として談話会（どんぐりの輪）を開催した。（毎月第3木曜日 9時30分から11時30分）
- ・尾張東部相談支援リモート会議に出席することにより近隣市町との情報共有を実施した。

(5) 発達評価、保育園等巡回相談事業

① 発達評価（けやき発達相談）

主に中学生までの児童を対象に、公認心理士による発達検査、発達評価を行い、保護者や園、学校等に対してお子様への関わり方の手がかりの提供を行った。

※年9回・16名

② 保育園等巡回相談事業

保育園、幼稚園、学校等からの依頼を受け、巡回支援員（心理士、保育士等）が園や学校等を訪問し、集団生活への適応に向けた直接支援及び職員への情報提供を行った。

※年22回・10か所（8園、2校）・40名

(6) その他

- ・中学生の職場体験実習、大学生の実習の受入、ボランティアの受入等により発達に支援が必要な児童についての理解促進を行うなど地域の人材育成に協力した。
- ・豊明市共生交流プラザ内にセンターを設置しているため、施設内の関係機関や施設を訪れる方々と連携しながら事業を実施した。
- ・豊明市障害者地域自立支援協議会への参加と協力を実施した。
- ・尾張東部圏域内の療育施設との連携と情報共有のために6市1町児童発達支援交流会へ参加した。（年2回）
- ・児童発達支援ガイドラインに沿った自己評価を年に1回実施し評価結果の公表を行う。
- ・令和4年の児童福祉法改正で、児童発達支援センターの類型が一元化されるとともに、4つの中核機能の明確化が図られた。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で基準・報酬面での具体化が図られ、令和6年4月から施行されたことから体制整備が求められている。

令和7年度 豊明市児童発達支援センター事業実績 (令和7年12月まで)

1. 児童発達支援事業 (どんぐり園)

契約者数

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	年少	年中	年長	実利用人数
人数	0	2	3	9	13	3	30

※延べ利用者数 3,036名

2. 保育所等訪問支援事業

(1) 契約者数

年齢	年少	年中	年長	小学生	中学生	その他	実利用人数
人数	0	0	1	3	1	0	5

※延べ利用人数 19名

(2) 訪問先

機関	保育園	こども園	幼稚園	小学生	中学生	その他	合計
訪問機関数	2	0	0	2	1		5

3. 親子療育教室 (たんぽぽ教室、おひさま教室)

(1) たんぽぽ教室

クール		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計
火曜日	実参加	6	5	4		15
	延べ参加	41	37	32		110
水曜日	実参加	5	5	5		15
	延べ参加	37	42	35		114
合計	実参加	11	10	9	0	30
	延べ参加	78	79	67	0	224

各クール10回開催

※10回×3クール×2クラス

合計 60回

(2) おひさま教室

クール		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計
金曜日	実参加	0	7	8		15
	延べ参加	0	42	58		100

各クール9回開催

※9回×3クール

合計 27回

(3) なかよし教室への協力

子育て支援課が開催するなかよし教室への協力を実施した。

カンファレンスへの参加 3回

なかよし教室 (保健センター実施) 7回

なかよし教室 (どんぐり開催) 6回

4. 相談支援事業

(1) 障害児相談実績（実人数）

身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	その他	合計
7	1	9	3	42	0	38	100

（うち今年度新規70名）

(2) 支援方法（延べ件数）

訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議		関係機関	その他	合計
					主催	参加			
12	53	3	189	11	0	7	363	4	642

(3) 支援内容（延べ件数）

福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援
491	37	33	16	40	10	2	0	3	0
権利擁護に関する支援	その他	合計							
0	10	642							

5. 発達評価、保育園等巡回相談事業

5-1 発達評価（けやき発達相談）

(1) 実施回数 9回

(2) 実施人数 16名

年齢	2歳児	年少	年中	年長	小学生	中学生	その他	実利用人数
人数	0	2	1	3	9	1	0	16

5-2 保育園等巡回相談事業

(1) 訪問回数 22回

(2) 訪問先 10か所

(3) 支援人数 40名

年齢	2歳児	年少	年中	年長	小学生	中学生	その他	実利用人数
人数	6	19	6	6	3	0	0	40

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。



<改正案の内容>

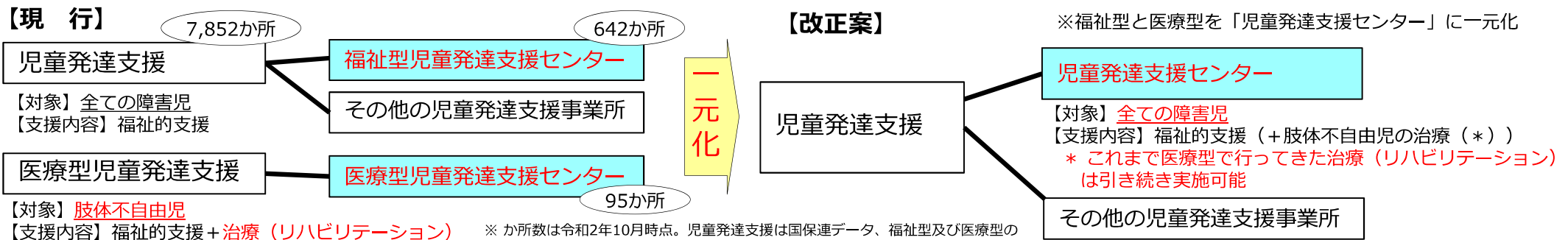
- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。

⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。



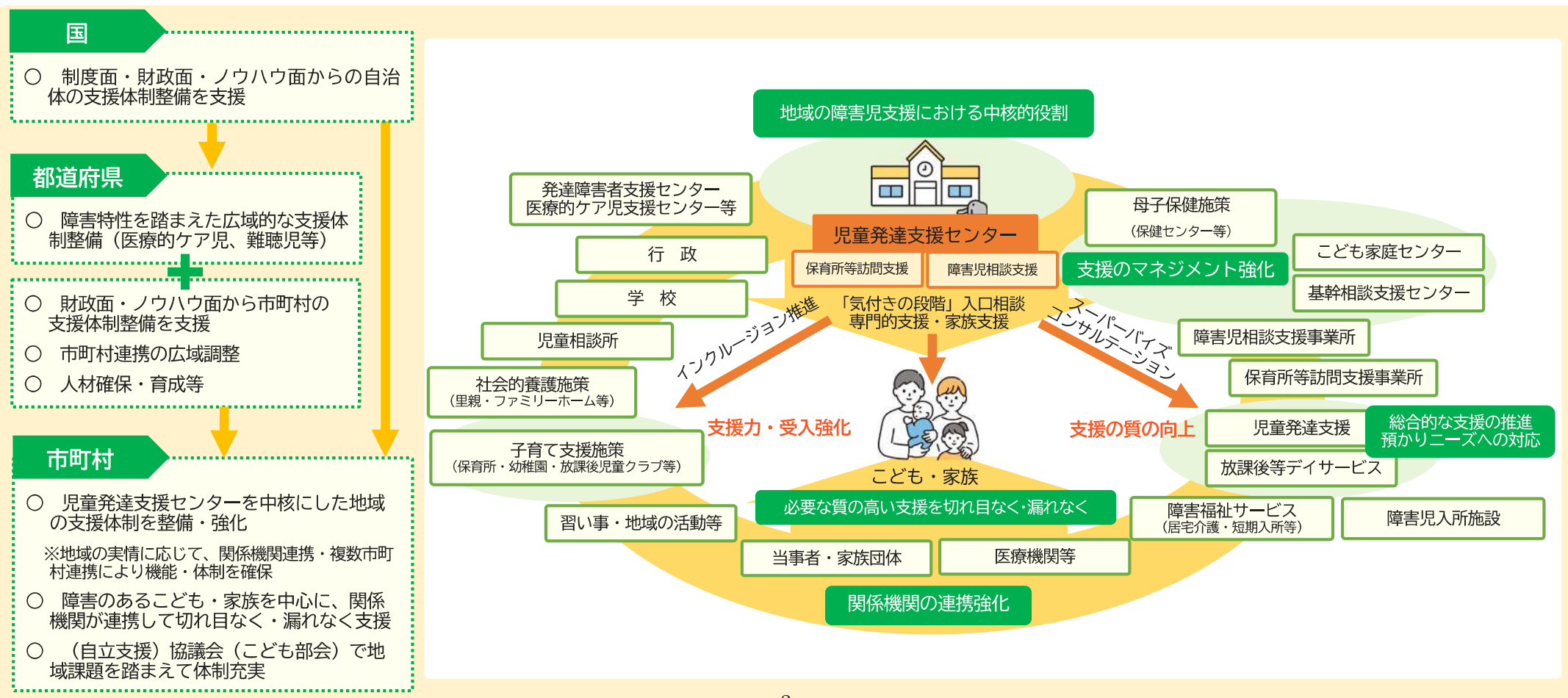
地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要①

○ 本手引きの目的及び本手引きの活用で期待されること

- 本手引きは、地域全体で支援を要することも・家族を支え、地域においてこどもを育てるために必要な中核機能の発揮のために、都道府県・市区町村や児童発達支援センターが何をすべきかを示すことを目的に作成。
- 都道府県・市区町村や児童発達支援センターには、本手引きを活用し、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まえながら、それぞれの地域に応じた形で中核機能が発揮されるよう整備・取組を進めていただくことを期待する。

○ 地域における障害のあるこどもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- こどもと家族をまんなか（中心）に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中での支援を進めインクルージョン（社会的包摂）を推進すること。



地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要②

○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、**地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関**として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能②

地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能③

地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能④

地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能



地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要③

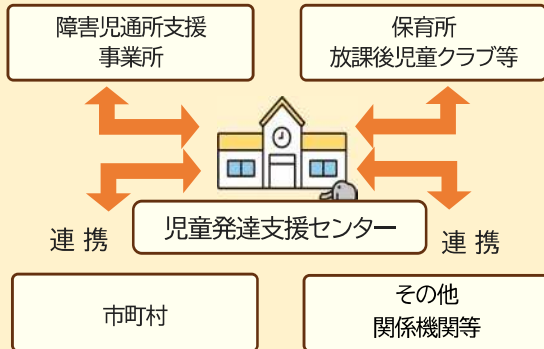
○ 児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、市町村が主体となり、検討していくことが重要。
- 広域連携が必要な場合等は都道府県の適切な支援や判断等も必要。
- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、大きく分けて以下の2つに分けることができる。

① 主に児童発達支援センターが中心となる 中核拠点型

中核拠点型 例

1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する。

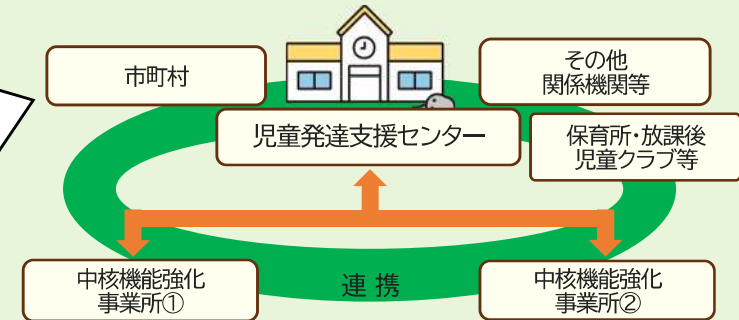


その他
児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合 等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する 面的整備型

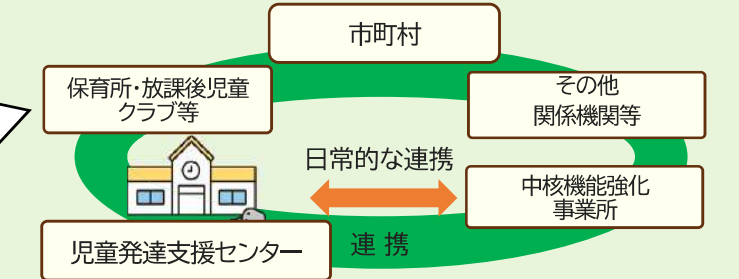
面的整備型 例 ①

人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。



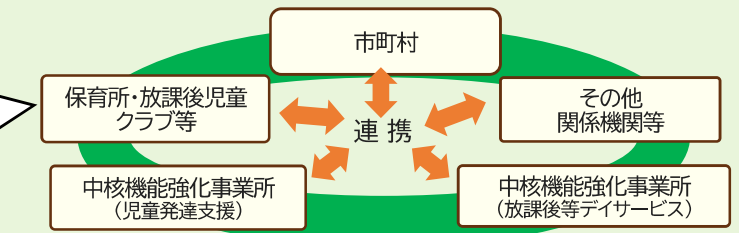
面的整備型 例 ②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。



面的整備型 例 ③

地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。



地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情は様々である。地域の実情により、体制整備の方向性も異なるものであり、必ずしも最初から明確に「中核拠点型」又は「面的整備型」のいずれかのみを選択するものではなく、地域の実情を踏まえて柔軟に検討を行うことが望ましい。いずれにせよ、身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制を整備していくことが重要である。

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要④

○ 地域の支援体制整備の進め方

市町村の役割

市町村が主体となり、地域全体で支援の必要な子どもとその家族をどう支えていくのか、それぞれの市町村が自らの地域に応じた支援体制の整備を検討していくことが重要である。その上で、地域で中核機能をどのように整備し、発揮していくのか等の方針を定め、児童発達支援センター等とともに実現を目指していくことが求められる。

市町村が求められる具体的な役割は、地域資源の状況等、地域の実情によっても異なるものであるが、多くの市町村に求められるであろう役割として考えられるものは以下のとおり。

役割(例)

- 市町村内で偏りなく中核機能が発揮され、適切な支援が行き届くための体制整備に向け、**具体的なビジョンを検討**
- **児童発達支援センターが地域で有する役割及び4つの中核機能が地域全体として発揮されているかを整理・把握**
- **市町村が主体となり、関係機関同士の情報共有の場を設ける**など、関係機関同士の間に入って顔つなぎ等を行う等、**関係機関が円滑に連携できるよう体制構築を促進**
- 児童発達支援センター等が、**中核機能を安定的・継続的に発揮できているかを、市町村の視点から評価する** …など

市町村の取組

1. 地域のニーズや状況の把握・分析

地域の支援体制を整備していくため、地域の現状や課題等を、できる限り包括的・客観的に把握する。

把握すべきニーズ・状況等(例)

- 市町村・圏域等にある児童発達支援センター、障害児通所支援事業の…
 - ・ 事業所数や設置状況等
 - ・ 中核となり得る事業所の有無、専門職の有無 等
- 地域全体でのマンパワーの状況
- 保育所等、他のこども施策の事業所や学校との連携状況
- 障害のある子どもや家族に適切な支援が行き届いているか 等

把握するための方法(例)

- 障害児福祉計画等の作成における基礎情報等の活用、再分析
- (自立支援)協議会(こどもの専門部会)等において、ヒアリング形式等で必要な情報を把握する。
- 障害児支援担当部署とこども施策担当部署等、関係部署間での情報共有 等

2. 関係者・関係機関との連携体制の構築

地域の多職種・多機関連携を進めていく上では、市町村も関係者・関係機関の連携体制構築にあたり、以下の役割が求められる。

(1)児童発達支援センター等との連携

具体的な連携(例)

- 児童発達支援センター等の4つの中核機能の発揮に関する現状及び今後の考え方
- 4つの機能を発揮するための具体的な方策を検討
- 児童発達支援センター等の支援の質の向上等に向けた取組、人材育成 等

(2)地域の事業所や関係機関の連携

具体的な連携(例)

- 児童発達支援センター以外の障害児通所支援事業所との連携(情報共有の場を設ける等)
- (自立支援)協議会やこども関係の部会等の活用
- 他のこども施策の事業者や学校等、幅広い関係機関との連携 等

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要⑤

○ 地域の支援体制整備の進め方

都道府県の役割

都道府県は、管内の市町村を包括する広域的な見地から市町村の支援を行える主体であり、今後中核機能を整備する市町村が、地域で中核機能をどのように整備・発揮していくか等について方針を定め、児童発達支援センター等とともにその実伝を目指すという大きな役割を担っていることを前提に、都道府県は市町村の取組をできる限り格差なく進める責任主体として、市町村に対して積極的にサポートしていくことが必要である。

役割(例)

- 都道府県管内で偏りなく中核機能が発揮され、適切な支援が行き届くための体制整備に向け、具体的なビジョンを検討
 - ※ 都道府県は、管内において中核機能の整備に苦慮している市区町村は無いが、単一市区町村を超えた広域での検討の必要性の有無といったマクロな立場で検討する観点をもつことが重要
- 管内市町村における、4つの中核機能の発揮状況や今後の整備方針を把握・確認。これらの確認等を通し、市区町村の実情に応じた個別でサポートを提供
- 市町村単独での中核機能整備が困難な場合は、複数市町村間の連絡調整等の後方支援を主導的に実施
- 中核機能の発揮に活用可能な事業(地域障害児支援体制強化事業、障害児等療育支援事業等)の整理や周知啓発 …など

都道府県の取組

1. 管内市町村の中核機能の整備状況、今後の方向性等の把握

管内の各市町村における中核機能の整備状況、今後の方向性等の把握をする。好事例の取組について、積極的に横展開を図ること。

把握すべきニーズ・状況等(例)

- 各市町村での中核機能の整備状況、整備に向けた方向性
- 中核機能の提供状況(安定的・継続的な提供がなされているか等) 等

把握するための方法(例)

- 各市町村の障害福祉担当部署(担当者)が集まる会議等での情報収集・共有
- アンケートやヒアリング調査の実施
- 中核機能強化(事業所)加算の算定状況等の把握 等



把握した情報に基づき、必要に応じて都道府県が市町村へ個別に支サポート(助言等)を行うことも想定されるが、その際には、ニーズを把握する段階で、あらかじめ都道府県が市町村に対して支援を行う姿勢がある旨を、市町村に周知しておくことも有用である。これにより、市町村内での課題の抱え込みや検討の難航等を避けることにつながる事が期待される。

2. 市町村との連携(協議等の促進)

市町村単独で対応が困難な課題への対応等については、都道府県等がサポート(助言等)を行う役割も、都道府県には期待される。都道府県に期待される具体的な役割・支援内容、連携内容については、以下の内容が考えられる。

具体的な取組(例)

- 市町村の中核機能の整備に向けた相談対応
 - 中核機能の整備に向けて課題がある市町村に対して、同様の課題に対する他の市町村の対応事例や課題解決に向けての情報提供、専門的見地からの助言等
- 児童発達支援センターの圏域での設置等に向けた具体的な協議の推進
 - 児童発達支援センターを圏域で設置する場合には、市町村間の協議が円滑に進むよう、都道府県が支援を行う等
- 都道府県による研修の実施
 - 市町村や児童発達支援センター等が中核機能を発揮するにあたり、必要な知識等を学べる環境づくりをしていくこと等

等

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要⑥

○ 児童発達支援センター等が4つの中核機能を発揮するための取組

中核機能の発揮にあたり活用を検討できる主な事業

- 地域障害児支援体制強化事業
- 聴覚障害児支援中核機能強化事業
- 医療的ケア児総合支援事業
- 発達障害者支援体制整備事業
- 障害児等療育支援事業

中核機能の推進を図るための報酬による主な評価

- 児童発達支援船体等の中核機能を推進するための加算：中核機能強化(事業所)加算
- 質の高い発達支援の提供の推進のための加算：児童指導員等加配加算
専門的支援体制加算・実施加算
- 家族支援の充実を図るための加算：家族支援加算、子育てサポート加算 等

○ 児童発達支援センター等が4つの中核機能を発揮するための具体的な取組例

中核機能①(幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能)

- 児童発達支援センターの一元化に合わせ、様々な障害種別・特性のこどもに対応できるよう、地域の児童発達支援センター・事業所の連携等により、地域全体でサービス提供体制を構築
- 支援ニーズの多寡によらずこども・保護者の総合的なアセスメントを行うとともに、遊びを通じて支援する視点、子育て支援の視点を意識して支援を行う
- 家族の心理面・社会面の状況、家庭と地域コミュニティ・社会資源のつながり、家族関係を含めてアセスメントを行い、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング等を行う。あるいは、こうした支援を実施している機関につなげる
- 児童発達支援センターは、強度行動障害や医療的ケアのあるこども等、専門的なケア・支援を必要とするこどもが多く来る場合も想定されるため、専門性を有する関係機関や特定の分野に強みを持つ事業所や専門機関(発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等)と日頃から関係性を築く
- 多様な専門職を配置し、発達に関する一般相談から、運動発達相談、栄養相談、医療的ケアを含む健康相談、心理相談、言語発達の相談等を幅広く実施 等

中核機能②(事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能)

- 他事業所へのスーパーバイズ等を適切に行うため、日頃から支援の提供やOJT、研修等を通じた支援技術の・知見の蓄積・向上に取り組む
- 他の障害児通所事業所にスーパーバイズ等適切に行うためには、他の事業所との相互理解や信頼関係が構築されていることが重要であり、日頃から他事業所との連絡、連携を意識したり、研修会・自連検討会等で良好な関係を構築する
- 地域の事業所が、こどもに提供している支援内容、事業所自身が求めている支援等を把握したうえで、それらのニーズに合致するスーパーバイズ等を提供
- 児童発達支援センターの職員が、学齢期のこどもも含む支援等について学んだり、面的整備型として学齢期のこどもの支援におけるスーパーバイズ等の体制を地域全体で構築
- 地域の事業所への訪問を通じて、各事業所が抱える悩み等に対して助言等を行い、地域全体の支援の質の向上を図る 等

中核機能③(地域のインクルージョン推進の中核機能)

- 地域の保育所や放課後児童クラブ等において、障害のあるこどもへの支援に苦慮したり、受入に消極的な場合がある。このような場合には、個別ケースの移行支援・並行利用等の実践を通して、積極的に連携してネットワークの構築を図る
- 地域の保育所等に対して、障害のあるこどもへの支援のあり方等や具体的な支援方法、児童発達支援センター等、障害児支援事業所との連携方法等について研修や勉強会等を実施
- 移行支援・併行通園等の意義や重要性の啓発、利用可能な各種事業の活用に向けた取組等を、必要に応じ自治体への相談、協力を仰ぎながら実施
- 保育所等の支援にあたる関係機関のみならず、地域住民に広く障害の特性や環境づくりについて周知・啓発を行うためのインクルージョン推進に向けた会議・研修を開催
- 障害児支援担当部署とこども子育て支援担当部署が連携し、移行支援・並行利用等について全体で進めていけるよう仕組み・取組作りを進める
- 保育所を所管する部署と連携し、保育所の園長会等で障害児支援に関する事業内容等を周知 等

中核機能④(地域の発達支援に関する入口としての相談機能)

- こどもの発達や育児について不安な状態にある「気づき」の段階の家族に対して、障害児相談又はこれに準ずる相談支援機能を活用し、こどもの有する個性や発達段階等を正確かつ客観的に見極め、こどもと家族の気持ちに寄り添いつつニーズに応じた適切な支援に早期につなげる
- こども家庭センターが作成する「サポートプラン」の対象となっている場合は、内容の整合性を図りながら入口相談や障害児支援利用計画の作成を進める
- 児童発達支援センターが入口の相談支援を行った後、障害児支援利用計画の作成、地域の障害児相談支援事業所等へつないだ場合、基幹相談支援センター等とも連携しながら、必要に応じて、状況の確認や支援のフォローを行っていく
- 保護者同士のつながり・仲間づくりに向けた取組等によりピアサポート、子育てに悩む親子の遊びの場を提供、保護者等の不安に寄り添う相談機会の創出、ペアレントメンターによる保護者支援を実施
- 乳幼児健診等の担当部署と定期的に情報共有し、必要に応じて支援につなげる 等

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要⑦

○ 市町村における中核機能の整備に関する取組事例

1. 大規模自治体(指定都市)において、複数の児童発達支援センターを中心に中核機能を提供している事例

○ 北海道 札幌市（児童発達支援センター 9ヵ所設置）

- ・市町村総人口 1,958,199人
- ・18歳未満人口 254,376人

○ 主な取組(中核機能の整備に向けた取組等)

- ・平成24年に、市が主体となり、児童発達支援センター等の関係者も参画し、児童発達支援センターの在り方を検討する場を設け、基本方針を策定した。
- ・市の事業として、児童発達支援センターに地域支援マネージャーを配置。当該職員が、地域の障害児通所事業所を訪問する形で助言等を行い、支援の質の向上につなげている。
- ・地区割で、各センターの担当区を定めており、月1回程度会議を開催し、相談や情報共有を行っている。また、市が児童発達支援センターに、地域の初任者研修を委託している。

2. 市内(2万人規模)1か所の児童発達支援センターを中心として、地域に中核機能を提供している事例

○ 鹿児島県 伊佐市

- ・市町村総人口 23,543人
- ・18歳未満人口 3,016人

○ 主な取組(中核機能の整備に向けた取組等)

- ・市の職員、親の会の代表や保健師が参加して、児童発達支援センターにおいて運営委員会を開催し、こどもの状況を共有することや、課題の改善に向けた議論を行っている。
- ・支援が必要となるこどもへの支援体制について、市全体の仕組みを検討する「システム検討会」という会議を設置しており、地域の障害児通所支援事業所等も参加している。
- ・入口の相談機能については、児童発達支援センターだけでなく、保護者の思いを尊重し、保護者が相談先を選択できるように、複数の形で入口の相談機能を設けている。

3. 児童発達支援センターの設置がない市町村(7万人規模)において、行政が主体となって中核機能を提供している事例

○ 新潟県 柏崎市

- ・市町村総人口 77,706人
- ・18歳未満人口 9,570人

○ 主な取組(中核機能の整備に向けた取組等)

- ・市の単独事業として、保育園の職員を対象に、こどもの個別支援の方針等を相談できるアウトリーチ型事業「キッズ・サポート」を実施し、SVやコンサルテーションを実施。
- ・全ての保育園で障害児保育を実施している。入園予定のこども等の保育や集団生活に必要な支援を検討する場として、「保育検討会」を設置・開催している。
- ・就学前と学齢期後で、相談窓口をそれぞれ設ける等、役割分担をしているが、相談窓口となる機関は全て同じ建物内にあり、「相談窓口はここ」という共通理解が図られている。

4. 児童発達支援センターの設置がない市町村(1万人規模)において、行政及び児童発達支援センター以外の機関等が中核機能を提供している事例

○ 岩手県 陸前高田市

- ・市町村総人口 17,705人
- ・18歳未満人口 1,864人

○ 主な取組(中核機能の整備に向けた取組等)

- ・気仙地区(大船渡市、住田町)と連携を行い、それぞれの有する資源を相互にフォローしあいながら機能整備を進めている(例えば、自市の事業所で隣町のこどもを受入れる等)。
- ・児童家庭支援センターが中核的な役割を担っており、地域全体をカバーする他、自立支援協議会の児童部会へも参加したり、地域の事業所の相談対応等も行っている。
- ・ICTを活用し、虐待や気になるこどもの情報を一元管理し、こども施策の所管部署と教育委員会で情報共有を行っている。また、学校も閲覧可能となっている。

○ 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

1. 大規模自治体において、児童発達支援センターが地域での中核的な役割を有している事例

○ 社会福祉法人麦の子会 むぎのこ児童発達支援センター(福祉型)

- ・ 開所年 1996年
- ・ 所在地 北海道札幌市
- ・ 定員数 47人(利用者数95人)

○ 主な取組(中核機能の発揮に向けた取組等)

- ・ 複数の職員により、多角的・総合的にアセスメントを行うとともに、保育士等の配置を手厚く(概ね2:1)にすることで、こどもの発達に合わせた関わりや、家族支援が十分にできる体制となっている。
- ・ 家族支援について、個人・グループカウンセリング、トラウマケア、ペアレントトレーニング等を行うとともに、24時間対応のSOS電話相談に取組んでいる。
- ・ 札幌市の事業により、地域支援マネージャーを児童発達支援センター内に配置し、当該職員が地域の障害児通所支援事業所に訪問し、支援等を行っている。
- ・ 放課後等デイサービスの職員が、学校に学習支援やコミュニケーションサポートに入る取組も行っている。

2. 肢体不自由児通園施設から福祉型に転換し、併設事業所等とも連携しながら中核機能を発揮している児童発達支援センターの事例

○ 姫路市立白鳥園(福祉型)

- ・ 開所年 2012年
- ・ 所在地 兵庫県姫路市
- ・ 定員数 30人

○ 主な取組(中核機能の発揮に向けた取組等)

- ・ 肢体不自由のこどもが多い「白鳥園」と、知的障害・発達障害のこどもが多い「つくし児童園」が併設されており、双方の強みを活かしながら支援を進めている。
- ・ 白鳥園を含む総合福祉通園センターの各専門職が、日常的にやり取りを行える環境にあり、診療所スタッフや相談部門の心理職員等とチームになって支援を行える体制にある。
- ・ 地域移行を検討することもには、「交流保育」という名称で、相手先の園と調整し、親子に職員が同行する形で、地域の保育所等での生活を一緒にする取組を行っている。
- ・ 希望する地域の児童発達支援事業所に対して、理学療法士が助言等を行う取組を試行的に行うべく、地域の事業所への周知を図っている。
- ・ 総合福祉通園センター内に、予約なしで自由に親子で遊びに行き、子育て相談のできる場所を設けている他、多職種でこどもの評価や相談対応を行う相談室も設けている。

3. 離島という環境で行政等と連携しながら、地域における中核機能を発揮している児童発達支援センターの事例

○ 社会福祉法人聖隷福祉事業団 のぞみ園(福祉型)

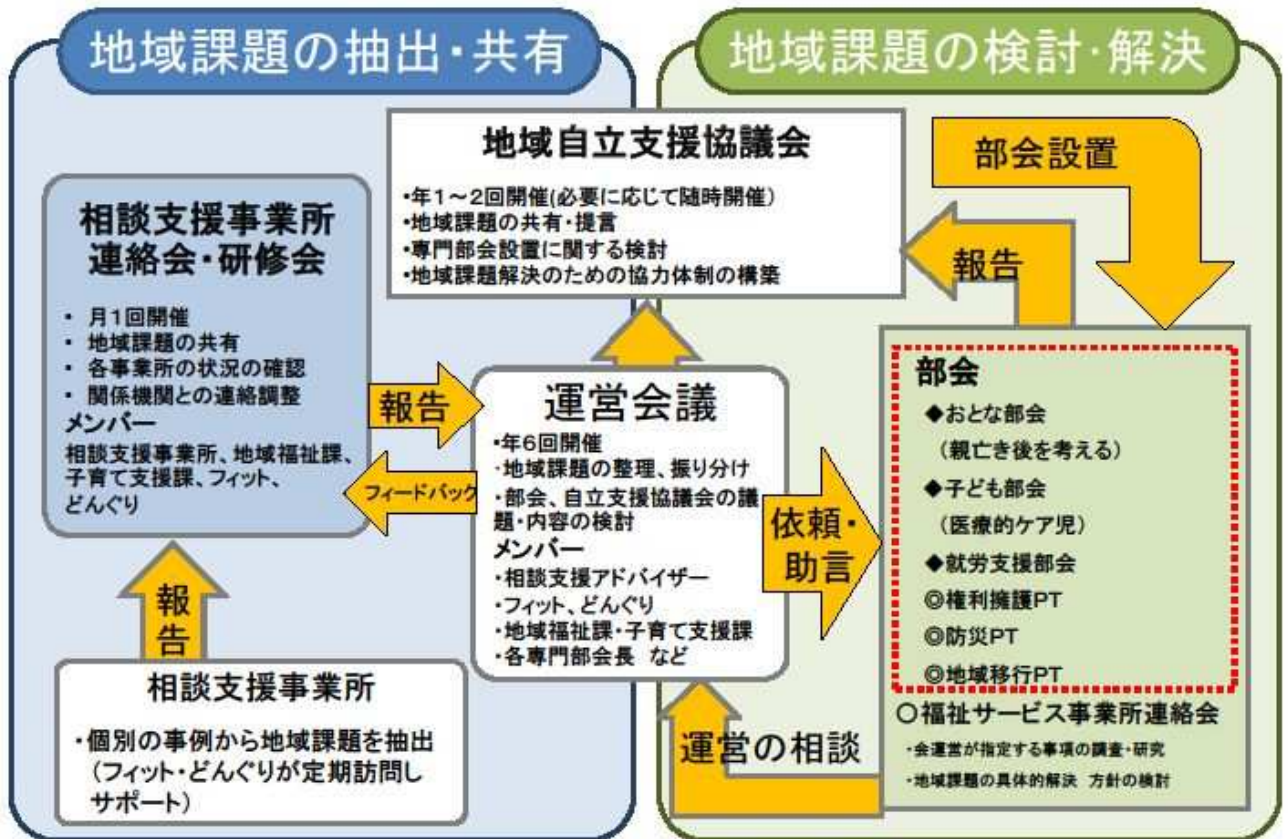
- ・ 開所年 1996年(センター化は2014年)
- ・ 所在地 鹿児島県奄美市
- ・ 定員数 児童発達支援25人、放課後等デイサービス20人

○ 主な取組(中核機能の発揮に向けた取組等)

- ・ 就学の際に、保護者と児童発達支援センター職員だけでなく、相談支援専門員、保育所等の職員も参加する4者面談を実施し、就学に向けて共通理解の下で進めることができた。
- ・ 市が実施している親子教室や行政が運営する保育所の「親子で遊ぼう」という教室に、児童発達支援センターの職員が参加し、親子関係づくりや発達相談への対応等を行っている。
- ・ 障害児等療育支援事業の活用により、地域の事業所に対してSV・コンサルテーションを行っている他、自立支援協議会こども部会等と連携しながら、研修会の企画等を行っている。
- ・ 自センターだけでなく、皆で取り組んでいこうという意識から、他の地域の事業所や離島にも参画してもらい、横つながり(ネットワーク)の構築に取組んだ。
- ・ PT,OT,STの専門職がないため、専門職が配置されている事業所に相談し、センターは心理面や生活面に関する相談に対応する等、互いに学び合うつながりをつくっている。

専門部会等の活動状況について

<令和7年度豊明市障害者地域自立支援協議会 体系図>



事務局：地域福祉課、子育て支援課
一部委託：障がい者基幹相談支援センター(フィット)・児童発達支援センター(どんぐり)

■おとな部会

目的：障がいのある方が地域で自分の力を発揮していきいきと生活するため、親なき後や緊急時等も滞りなく地域全体で支えられる体制を構築する。

目標：①親なき後や緊急時にそなえた地域生活拠点の評価を行い、取り組む課題の調査や意見をまとめる。

②障がいのある方が地域で自分の力を発揮して生活できるような体制づくりのきっかけをつくる

令和7年度後期の活動状況

(1) 協議の場

日 時：令和7年12月16日(火)、令和8年2月17日(火)
10時～12時

内 容：親なき後勉強会、福祉的就労説明会の振り返り

出席者：部会員（障害福祉団体代表、主任相談支援専門員、障害者支援施設、尾張東部圏域相談支援アドバイザー）
事務局（地域福祉課、基幹相談支援センター）

(2) 障がいのある（かもしれない）お子さまの福祉的就労説明会
⇒次ページ「実施報告」参照

障がいのある（かもしれない）お子さまの福祉的就労説明会 実施報告

1. 目的

障がい児等の保護者が、市内の福祉サービスの社会資源や手続きの流れ、相談先等を具体的に知り、将来の進路を考える参考にすること。

障がい児と障がい者の支援が途切れることなく、障がいのある人が自分の力を発揮して自分らしく望む生活を支える支援体制を整える。

2. 開催日時

令和7年10月7日（火）10時から12時まで

3. 開催場所

総合福祉会館 大会議室、会議室、視聴覚室

4. 参加者

保護者21名（内：資料のみ3名）、

福祉サービス事業所30名（20事業所）

他機関21名（学校関係6名、企業1名、重層支援2名、はばたき1名、
アドバイザー1名、おとな部会10名）

合計69名



5. アンケートより

◎良かった点

- ・特別支援学校の様子がよくわかった。障害の手続きなど、どこへ行けば良いか等わかった。
- ・特別支援学校の学年に応じたカリキュラムの紹介、進路の流れなどを聞いて、参考になった。
- ・聞いておきたいことが簡潔に網羅されていた。新たな就労選択支援事業についての説明も聞いたので良かった。
- ・福祉事業所と直接お話ができて良かった。
- ・経験の浅い相談員ですが、保護者さん向けの説明だったのでわかりやすく理解できた。
- ・支援学校の進路の流れと各福祉事業所の取り組みが一度にわかるのがよい。

◎改善した方がよい点

- ・説明会を聞く側の目的が人によって大変違う。たとえば中学校の子を持つ親は支援学校の様子がよくわかり良いが、成人以上の子を持つ親は就労についてどうしたら良いのかなど範囲が広いので、もう少し絞っても良いと思う。

6. 振り返り

- ・各関係機関の協力があり、盛況に開催できた。
- ・説明時間を長くなりすぎないように10分程ずつで区切り、二部は自由に見て頂けるような個別相談の形で開催したので関心のあるところを回っていただけた。
- ・保護者さんによっては、いくつもブースを回るのを遠慮されている方もみえた。まずは全員ブースを一周してもらってもよかったかもしれない。
- ・特別支援学校、学校教育課に協力が得られたので、福祉事業所や相談員が情報交換する機会にもなった。
- ・周知には放課後デイサービス事業所のチラシ配布の協力も得られた。
- ・部会員の声掛けもあり、参加保護者は去年の倍となった。
- ・ほぼすべての市内の就労系事業所、生活介護事業所の参加があった。個別ブースでの説明も写真や動画などを活用しており、各事業所の工夫がみられた。
- ・今回の人数で会場はいっぱいだったので、次回以降、参加者が増えるようだと開催会場や配置の工夫が必要。
- ・より多くの保護者の方に来場していただけるように、部会で他市の企画へ視察に行き、工夫されている点を取り入れ、普通級、支援級の保護者の方も足を運びやすくなるように、タイトルを「障がいのある（かもしれない）」としたところ、特別支援学校以外の保護者の参加があった。

■子ども部会

1. 医療的ケア児等支援の協議の場について

(1) 目的

- ① 医療的ケア児等とその家族の支援に係る課題や情報共有に関すること。
- ② 医療的ケア児等とその家族の支援に係る関係機関の連携の強化に関すること。
- ③ 医療的ケア児等とその家族の支援に係る対応策の協議に関すること。
- ④ 上記に掲げるもののほか、医療的ケア児等の支援に必要な事項に関すること。

(2) 日時

第2回 令和7年10月17日（金）10時～12時

第3回 令和8年 1月30日（金）10時～11時30分

(3) 出席者

愛知県医療療育総合センター、愛知県医療的ケア児等アドバイザー、愛知県瀬戸保健所、尾張東部圏域相談支援アドバイザー、学校教育課、こども保育課、共生社会課、子育て支援課、地域福祉課、基幹相談支援センター、児童発達支援センター

(4) 内容

① 医療的ケア児等の実態把握

- ・事前に医療的ケア児等コーディネーター会議を開催し状況把握した内容の報告
 - ※第2回 令和7年10月3日（金）10時～12時
 - ※第3回 令和8年1月16日（金）10時～12時
- ・出席機関が把握している内容の共有

② 各部署での取り組み内容の共有

③ 医療的ケア児等の実態把握から集約した課題について

- ・在宅レスパイトの制度の研究・検討について（子育て支援課）
- ・災害時の対応についての報告（防災プロジェクトチーム）
- ・情報提供、情報共有について

※既存の情報の整理、提供方法の検討

※既存の場所の活用、新たな交流の機会の検討など

→医療的ケア児等交流会の開催（予定）

令和8年3月23日（月）10時から12時30分まで

2. 第2回豊明市障害児通所支援事業所等交流会

(1) 日 時

令和7年12月11日(木) 10時～12時

(2) 場 所

豊明市保健センター

(3) 出席者

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所の職員等

児童発達支援事業所、放課後デイサービス等(12事業所33名)、

相談支援事業所(5事業所8名)、市役所関係(2課2名)

合計43名

(4) 内 容

①各事業所の紹介、報告

②「深めよう私たちの支援、広げよう支援の輪」

※ワールドカフェ方式によるグループワーク

③各事業所からの情報提供及び情報共有

3. 障害児等療育支援事業を活用した講演会・勉強会

(1) 第2回 令和7年9月26日(金) 10時～12時

①テーマ 感覚統合入門

②場 所 文化会館 小ホール

③講 師 愛知県医療療育総合センター中央病院 リハビリテーション科
作業療法士 松田 祥子氏

④参加者 市内参加者(支援者、行政関係者、どんぐり職員等)62名

市外参加者(支援者、行政関係者、拠点職員等)36名 合計98名

⑤内 容 感覚の問題に対応する知識を得ることで、支援力の向上を図る

(2) 第3回 令和7年11月10日(月) 10時～12時 カラット研修室

①テーマ 偏食のある子どもへの対応

②場 所 文化会館 小ホール

③講 師 愛知県医療療育総合センター中央病院 リハビリテーション科
言語聴覚士 加藤 智浩氏

愛知県医療療育総合センター 企画・栄養管理グループ

管理栄養士 稲垣 幸恵氏

④参加者 保育園・幼稚園12名、小学校2名、事業所職員等21名 合計35名

⑤内 容 偏食の発生機序や基本的な対応の仕方等を学び支援に活かす。
支援事例についての紹介

■就労支援部会

1. 目的

障がいのある方がその特性に合わせたはたらき方ができ、個々の能力を活かして自分らしく仕事ができる地域づくりを目指す。

2. 目標

- ①就労支援に関する地域課題を整理し、優先して課題解決に取り組む項目を選定する。
- ②令和7年10月より創設される新サービス「就労選択支援」の運用について協議する。
- ③就労支援事業所のスキルアップ、支援の質の向上を図る。

3. 取組内容

- ①部会員で、地域課題の中で重要度が高く、早期介入が必要な項目を分類。
- ②市内就労支援関連事業所に就労選択支援サービスの説明会を行う。また、その準備のためのワーキンググループを部会員で結成する。
- ③就労選択支援サービスを運用するために関係機関の連携が必要となるため、周知を通じて、支援の質向上のため学びを深める。

4. 部会日時

【第1回】令和7年5月27日（火）14時～

【第2回】令和7年8月19日（火）14時～

【第3回】令和7年12月11日（木）13時30分～
(ワーキンググループ)

【第1回】令和7年9月9日（火）15時～

【第2回】令和7年9月30日（火）15時～

【第3回】令和7年10月8日（水）15時30分～

【第4回】令和7年10月21日（火）15時～

【説明会】令和7年10月28日（火）10時30分～

5. 構成員

民間企業（中西、藤田学園）、名古屋南ハローワーク、
尾張東部障がい者・就業生活支援センターアクト、
福祉サービス事業所（オアシス豊明、DSパートナーズ）、
共生社会課、地域福祉課、基幹相談支援センター
(ワーキンググループ構成員)

福祉サービス事業所（オアシス豊明、DSパートナーズ）、
地域福祉課、基幹相談支援センター

■権利擁護PT

1. 目的

地域で安心して暮らしていくために、権利擁護についての状況、各関係機関からの立場での具体的な内容を検討する。相談支援事業等で確認した地域課題から障害者差別解消、合理的配慮に関する理解啓発に関する勉強会、強度行動障害についての基礎的な勉強会等の企画、運営などを検討、実施する。また、本市に必要と思われる権利擁護に関する課題を整理し、検討し、実施する。

2. 目標

- ①現在の本市の権利擁護に関する取組み状況や課題を明らかにする。
- ②障がいのある人が不当な差別を受けることなく、合理的配慮を受けられる。

3. 取組内容

- ①権利擁護に関する意見交換、課題の洗い出しをする。
- ②障害者差別解消法の研修会を企画、実施し、合理的配慮の提供に関する事例などを踏まえて話をしてもらう。

4. PT会議

【第1回】令和7年7月22日（木）10時30分～12時

【第2回】令和7年11月12日（火）10時30分～11時30分

5. PT事務局会議

【第1回】令和7年9月25日（木）13時30分～14時30分

【第2回】令和7年12月8日（火）10時30分～12時30分

6. 構成員

尾張東部権利擁護支援センター、尾張東部圏域相談支援アドバイザー、豊明福祉会、障がい者支援施設ゆたか苑、相談支援事業所ラルハナ、相談支援事業所のわ、地域福祉課、基幹相談支援センター

7. 研修会

日時：令和8年2月10日（火）10時30分～12時

場所：文化会館 ギャラリー

対象者：支援現場のリーダー（指導的立場の人）

テーマ：「あなたにとってよい支援とは何ですか」

参加者：54名

■防災PT

1. 目的

近年中に大規模災害の発生が想定される中、安全な退避行動を取ることが困難な要配慮者の命を守るために、市役所が作成する「避難行動要支援者名簿」が実態に即した内容となるよう情報提供に協力し、支援が必要な障がいをお持ちの方個々に、「個別避難計画」が立てられるよう支援する。その上で、災害発生時に対応するための支援体制構築を目指す。

2. 目標

- ①大規模災害に対応できるよう関係機関のネットワーク構築を図り、安全な退避行動を取ることが困難な要配慮者の命が守れるよう支援体制づくりを行う。
- ②福祉避難所が機能するよう、実態を把握し、必要な準備を行う。
- ③避難に支援が必要な方が安心して暮らせるよう、個別避難計画を作成し、発災時に備える。

3. 取組内容

- ①市内障がい福祉サービス事業所が、福祉避難所の開設が必要な状況になった時に協力できる項目を取りまとめ、大規模発災時に協力体制が取れるようネットワークを構築する。
→第3回部会で、いきいき笑顔ネットワークのオプション機能「災害時連携システム」の情報提供があった。次年度、お試しで1年間無料利用できるため、災害時に関係者の情報共有がスムーズに行えるか活用予定。
- ②福祉避難所となることが想定される事業所で、実際に立ち上げを想定した訓練を実施して、問題点の洗い出しを行う。
- ③通所する方の人数が多い事業所から、発災時に退避行動を取ることが困難となりそうな方へ個別避難計画作成を促し、計画作成の支援を行う。

4. 部会日時

【第1回】令和7年6月3日（火）13時30分～

【第2回】令和7年8月28日（木）10時～

【第3回】令和7年12月11日（木）13時30分～

ゆたか苑での避難訓練実施について継続審議する。10月に豊明福祉会のサービス利用者で個別避難計画を作成した方に関しても、引き続きフォローし、より実効性のある計画にブラッシュアップしていく。

5. 個別避難計画作成説明会

令和7年10月29日（水）10時～11時30分

文化会館ギャラリー3・4

豊明福祉会（メイツ・フレンズ・あびっと）通所している方の保護者15名が参加した。避難行動要支援者名簿に12名が登録。個別避難計画が9件作成できた。

6. 構成員

福祉サービス事業所（ゆたか苑、メイツ）、児童発達支援センター、防災防犯対策課、子育て支援課、地域福祉課、基幹相談支援センター

■地域移行PT

1. 目的

長期入院及び入所されている障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目的とする。

2. 目標

- ①本市における地域移行支援の状況をあきらかにして、今後の必要な社会資源や課題を協議する。
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築として本市における取組みを協議する。
- ③地域生活支援拠点における居室確保事業等や親元からの自立に向けて体制を整える。

3. 協議の場

【第1回】

日時：令和7年9月24日（水）13時30分～15時

内容：豊明市における地域移行支援・地域定着支援の状況について
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
地域生活支援拠点整備（居住支援法人との連携について）

出席者：構成員（当事者、精神科医療機関、瀬戸保健所、指定一般相談支援機関）、事務局（地域福祉課、基幹相談支援センター）

【第2回】

日時：令和7年12月2日（火）13時30分～15時

内容：福祉施設の入所者の地域生活への移行に関すること
地域移行支援の活用に向けて（好事例紹介2事例）
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

出席者：構成員（当事者、精神科医療機関、瀬戸保健所、指定一般相談支援機関）、事務局（地域福祉課、基幹相談支援センター）

【第3回】

日時：令和8年2月3日（火）13時30分～15時

内容：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等について

出席者：構成員（当事者、精神科医療機関、瀬戸保健所、指定一般相談支援機関）、事務局（地域福祉課、基幹相談支援センター）

令和8年度豊明市障害者地域自立支援協議会(案)

資料5

地域課題の抽出・共有

地域課題の検討・解決

相談支援事業所 連絡会・研修会

- ・月1回開催
- ・地域課題の共有
- ・各事業所の状況の確認
- ・関係機関との連絡調整

メンバー

相談支援事業所、共生社会課、
地域福祉課、子育て支援課、
フィット、どんぐり

報告

相談支援事業所

- ・個別の事例から地域課題を抽出
(フィット、どんぐりが定期的に
訪問してサポートする)

地域自立支援協議会

- ・年1~2回開催(必要に応じ随時開催)
- ・地域課題の共有・提言
- ・専門部会設置に関する検討
- ・地域課題解決のための協力体制の構築

報告

運営会議

- ・年5回開催
- ・地域課題の整理、振り分け
- ・各専門部会、本会議の
議題、内容の検討

メンバー

相談支援アドバイザー、
地域福祉課、子育て支援課、
フィット、どんぐり、
各専門部会長 など

フィードバック

依頼・
助言

運営の相談

部会設置

報告

専門部会等

- ◆おとな部会
- ◆子ども部会
- ◆就労支援部会
- ◎権利擁護PT
- ◎防災PT
- ◎地域移行PT

○福祉サービス事業所連絡会

- ・会運営が指定する事項の調査・研究
- ・地域課題の具体的解決策、方針検討

事務局: 地域福祉課・子育て支援課

一部委託: 障がい者基幹相談支援センター(フィット)・児童発達支援センター(どんぐり)

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

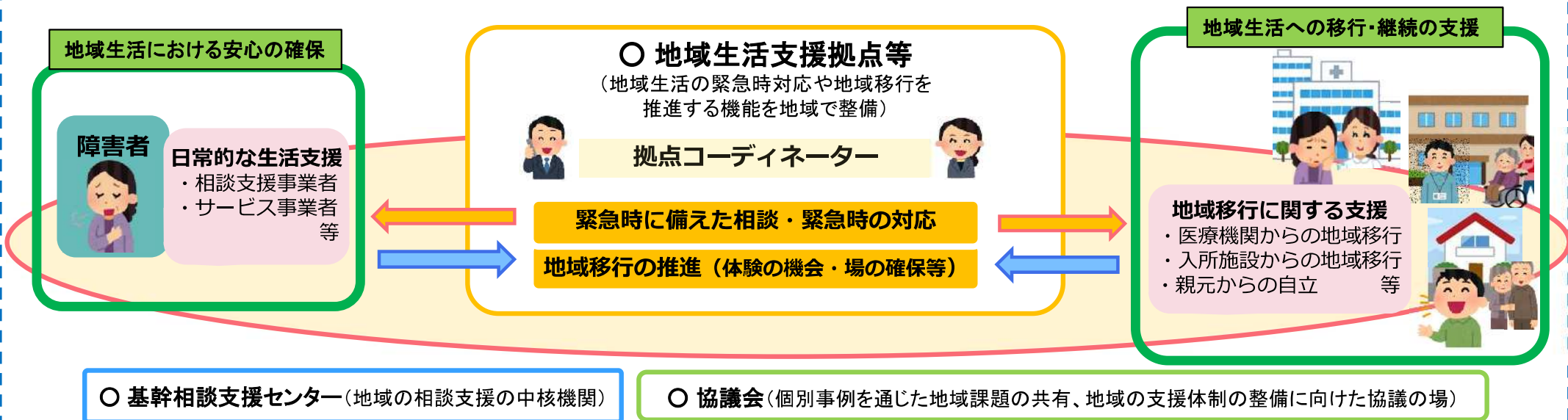
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

